

平川食品の破産申立てについて

平成25年6月20日
上下水道局

1 破産手続開始通知書（平成25年6月11日付）の内容

- (1) 事件番号 平成25年(7)第140号（申立年月日 平成25年6月10日）
- (2) 債務者 株式会社平川食品（盛岡市東見前6地割100）
- (3) 代表者 代表取締役
- (4) 破産手続開始日 平成25年6月11日午後5時
- (5) 破産管財人 弁護士
- (6) 債権届出期間 平成25年7月9日まで
- (7) 債権者集会 平成25年9月19日

2 市が保有する主な債権の内容

	調定額	納入済み額	未収額
追加徴収下水道使用料	46,992,017 円	9,316,836 円	37,675,181 円
過料	93,984,034 円	16,406,400 円	77,577,634 円
計	140,976,051 円	25,723,236 円	115,252,815 円

*1 平成25年6月11日現在の状況です。

*2 納期の到来していない平成25年5月分の下水道使用料は、1,632,495円です。

3 今後の対応

破産手続が開始されましたので、破産法の規定に基づき事務手続きを進め、債権の回収を行ってまいります。